

みやこ町まちづくり公社設立準備協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、みやこ町まちづくり公社設立準備協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条

協議会の事務所は、福岡県京都郡みやこ町内に置く。

2 事務所の具体的な所在地は、理事会の決議により定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

協議会は、みやこ町における持続可能なまちづくりを推進するため、官民が連携して地域課題の解決及び地域の価値の向上に取り組む実行主体となる「一般社団法人みやこ町まちづくり公社（仮称）」（以下「公社」という。）の設立に必要な調査、協議及び準備を行い、公社の円滑な設立及び事業開始に資することを目的とする。

(事業)

第4条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 公社の理念、目的及び事業方針に関する検討
2. 公社の定款、組織及び各種規程等の作成
3. 公社の事業計画及び収支計画の策定
4. 公社の設立時社員、役員その他の組織体制に関する検討及び候補案の作成
5. 公社の財源、資金調達及び町その他関係機関との連携
6. 公社の事業開始に必要な人材の募集、採用、雇用
7. 公社の事業開始に必要な事務所、設備、会計、労務その他の業務体制の整備
8. 公社が将来実施する事業に関する準備業務
9. 公社の設立手続及び設立後の業務開始に必要な準備
10. 協議会から公社への業務、財産、契約その他の権利義務の引継ぎに関する業務

11. 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び役員

(構成)

第5条

協議会は、次条に定める理事及び監事をもって構成する。

- 2 ただし、業務執行責任者については協議会設立後に公募を行い決定する。
- 3 協議会は、必要に応じ、関係団体、専門家その他の者に理事会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(役員)

第6条

協議会に、次の役員を置く。

1. 理事 4名
2. 業務執行責任者 1名
3. 監事 1名
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。

(役員の構成)

第7条

役員は、次に掲げる者をもって充てる。

1. 会長 みやこ町商工会会長
2. 副会長 京都森林組合代表理事組合長
3. 理事 みやこ町行政経営課長
4. 理事 みやこ町産業振興課長
5. 業務執行責任者 公募により選出された者
6. 監事 福岡ひびき信用金庫が推薦する者
- 2 前項第1号から第4号までの役員について、その役職に異動があった場合は、原則としてその後任者が役員の地位を承継する。
- 3 監事について、福岡ひびき信用金庫から推薦者の変更の申出があった場合は、その後任として推薦された者が監事の地位を承継する。
- 4 業務執行責任者は公募によって採用する。

(役員の職務)

第8条

会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、協議会の業務の執行に関する重要事項を決定する。
- 4 業務執行責任者は、協議会が決定した業務を執行する。
- 5 業務執行責任者は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
- 6 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
- 7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(役員の任期)

第9条

役員の任期は、就任の日から協議会の解散の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役職の変更その他の理由により後任者が選任された場合は、その時をもって前任者の任期は終了する。

(役員の報酬)

第10条

理事及び監事は、原則として無報酬とする。

- 2 業務執行責任者は役員報酬を得るものとする。役員報酬額等については、別に定める。
- 3 役員が協議会の業務のために要した旅費その他の費用については、別に定めるところにより支給することができる。

第4章 事務局及び職員

(事務局)

第11条

協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局はみやこ町町長公室が担うものとする。

第5章 理事会

(構成)

第12条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第13条

理事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

1. 協議会の事業方針に関する事項
2. 事業計画及び収支予算に関する事項
3. 事業報告及び収支決算に関する事項
4. 公社の定款、事業計画、組織その他公社設立に関する重要事項
5. 職員の採用及び重要な勤務条件に関する事項
6. 重要な契約の締結に関する事項
7. 財産の取得、管理及び処分に関する事項
8. 協議会から公社への業務、財産、契約及び権利義務の引継ぎに関する事項
9. 規約及び諸規程の制定又は改廃に関する事項
10. その他協議会の運営に関する重要事項

(招集)

第14条

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した理事が招集する。
- 3 理事会は、対面による開催のほか、オンライン会議その他理事が相互に意思疎通できる方法により開催することができる。

(議長)

第15条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第16条

理事会は、理事の過半数の出席を持って開催できる。

- 2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該事項について議決に加わることができない。
- 4 理事全員が書面又は電磁的方法により同意したときは、理事会の決議があったものとみなすことができる。

(専決)

第17条

会長は、協議会の日常的な業務その他理事会があらかじめ定めた事項について、専決することができる。

- 2 緊急を要し、理事会を開催する時間的余裕がないと認められる事項については、会長がこれを専決することができる。
- 3 会長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第18条

理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、開催日時、出席者、審議事項及び決議の内容その他必要な事項を記載する。
- 3 議事録は、事務局において保管する。

第6章 契約及び財産

(契約)

第19条

協議会に係る契約は、会長が協議会を代表して締結する。

- 2 会長は、理事会が定めるところにより、契約その他の事務を職員に委任することができる。

(財産の管理)

第20条

協議会の財産は、会長が善良な管理者の注意をもって管理する。

- 2 協議会の資金は、協議会の運営に係る資金であることが明確となる方法により管理する。

(公社への引継ぎ)

第21条

協議会が保有する財産、契約、成果物その他の権利義務については、公社の成立後、法令、契約及び資金交付条件等に従い、必要な手続を経て公社に引き継ぐことを原則とする。

- 2 前項の引継ぎに関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第7章 会計

(経費)

第22条

協議会の経費は、補助金、負担金をもって充てる。

(事業年度)

第23条

協議会の事業年度は、令和8年10月の設立総会を持って同日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条

会長は、事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 事業計画又は収支予算を重要な内容について変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第25条

会長は、事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(監査)

第26条

監事は、協議会の業務及び会計について監査し、その結果を理事会に報告する。

2 監事は、必要があると認めるときは、会長、理事、業務執行責任者及び職員に対し、業務又は会計に関する報告及び資料の提出を求めることができる。

第8章 情報管理等

(秘密保持)

第27条

役員及び職員は、協議会の活動を通じて知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、役員又は職員でなくなった後も同様とする。

(利益相反)

第28条

役員は、自己又は自己と特別な関係を有する者の利益と協議会の利益が相反するおそれがある事項について、あらかじめ理事会にその旨を申し出なければならない。

2 前項に該当する理事は、当該事項の議決に加わることはできない。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条

この規約は、理事現在数の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

(解散)

第30条

協議会は、次のいずれかに該当したときに解散する。

1. 公社が成立し、協議会から公社への必要な引継ぎが完了したとき
2. 協議会の目的を達成することが困難となり、理事会が解散を決議したとき
3. その他理事会が解散することを適当と認めたとき

(残余財産)

第31条

協議会の解散時に残余財産がある場合は、債務を弁済した後、補助金その他の資金の交付条件等に従い、公社への承継、交付者への返還その他理事会が適当と認める方法により処理する。

第10章 雑則

(委任)

第32条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(施行期日)

第1条

この規約は、令和8年10月13日から施行する。

(設立時役員)

第2条

協議会の設立時役員は、次のとおりとする。

理事	みやこ町商工会会長
理事	京都森林組合代表理事組合長
理事	みやこ町行政経営課長
理事	みやこ町産業振興課長
監事	福岡ひびき信用金庫が推薦する者